③　入院基本料C
1　特定患者八割未満の場合にあっては、医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であって、ＡＤＬ区分一であるもの
2　特定患者八割以上の場合にあっては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であって、ＡＤＬ区分一であるもの
④　入院基本料D
1　特定患者八割未満の場合にあっては、医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの
2　特定患者八割以上の場合にあっては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの
⑤　入院基本料E
1　特定患者八割未満の場合にあっては、医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分二又はＡＤＬ区分一であるもの
2　特定患者八割以上の場合にあっては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分二又はＡＤＬ区分一であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者
㈠　当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
㈡　当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ　有床診療所療養病床入院基本料に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用
有床診療所療養病床入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。

ニ　有床診療所療養病床入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態
別表第五の四に掲げる状態

ホ　救急・在宅等支援療養病床初期加算の施設基準
在宅療養支援診療所であって、過去一年間に訪問診療を実施しているものであること。

ヘ　看取り加算の施設基準
当該診療所における夜間の看護職員の数が一以上であること。

ト　有床診療所療養病床入院基本料の注9に規定する厚生労働大臣が定める施設基準
当該診療所が、有床診療所入院基本料に係る病床及び有床診療所療養病床入院基本料に係る病床の双方を有していること。

チ　栄養管理実施加算の施設基準
①　当該保険医療機関内に、常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。
②　栄養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

削除

第七　入院基本料等加算の施設基準等

第八　総合入院体制加算の施設基準

一　(1)　総合入院体制加算1の施設基準

イ　特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院であること。

ロ　急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ハ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ニ　急性期医療に係る実績を十分有していること。

ホ　当該保険医療機関の敷地内において喫煙が禁止されていること。

ヘ　地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料又は療養病棟入院基本料に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

ト　急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　総合入院体制加算2の施設基準

イ　(1)のイ、ハ及びヘを満たすものであること。

ロ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

ハ　急性期医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ニ　急性期医療に係る実績を相当程度有していること。

二から五まで　削除

六　臨床研修病院入院診療加算の施設基準

(1)　基幹型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　次のいずれにも該当する基幹型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　次のいずれにも該当する基幹型相当大学病院（医師法第十六条の二第一項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　単独型又は管理型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　次のいずれにも該当する単独型相当大学病院（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、単独で又は歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第一号に規定する研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいう。以下同じ。）又は管理型相当大学病院（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共